

お知らせ

嘱託職員を募集

勤務場所 卯ノ山児童館
 勤務内容 児童厚生員（児童の遊び指導など）
 募集人員 一人
 勤務期間 四月一日～平成二十一年三月三十一日
 勤務時間 週五日（週三十三時間以内。町の規定と勤務ローテーションによる）
 賃 金 阿久比町が定める金額
 応募資格 年齢六十四歳（平成二十年四月一日現在）までの健康で保育士資格を有する方
 試験 面接試験（後日連絡）
 提出書類 履歴書（市販のもの・写真添付）
 申込期限 二月二十九日（金）
 申し込み・問い合わせ先 住民福祉課児童福祉係
 ☎（48）1111（内301）

勤務場所 勤労福祉センター
 勤務内容 施設管理業務、利用申し込みの受付、その他の業務
 募集人員 一人
 勤務期間 四月一日～平成二十一年三月三十一日
 勤務時間 週五日（週三十三時間以内。町の規定と勤務ローテーションによる）

賃 金 阿久比町が定める金額
 応募資格 年齢六十四歳（平成二十年四月一日現在）までの健康でパソコンの操作ができ、土曜・日曜日、祝日にも勤務できる方
 試験 面接試験（後日連絡）
 提出書類 履歴書（市販のもの・写真添付）
 申込期限 二月二十九日（金）
 申し込み・問い合わせ先 産業課商工労政係
 ☎（48）1111（内234）

勤務場所 阿久比スポーツ村、ふれあいの森
 勤務内容 施設管理および受付事務
 募集人員 若干名
 勤務期間 四月一日～平成二十一年三月三十一日
 勤務時間 週五日（町の規定と勤務ローテーションによる）
 賃 金 阿久比町が定める金額
 応募資格 年齢六十四歳（平成二十年四月一日現在）までの健康でパソコンの操作ができ、土曜・日曜日、祝日にも勤務できる方
 試験 面接試験（後日連絡）
 提出書類 履歴書（市販のもの・写真添付）
 申込期限 二月二十九日（金）
 申し込み・問い合わせ先 スポーツ村 ☎（49）2500

2月は 児童手当の支給月です

受給者には、振り込みが完了したい通知します。
 今回支給される手当は平成19年10月分から平成20年1月分です。

支給額

- 3歳未満の児童 一律10,000円（月額）
- 3歳以上の児童
 - 第1子 5,000円（月額）
 - 第2子 5,000円（月額）
 - 第3子以降 10,000円（月額）

現在、小学校6年生までの児童を養育している方で児童手当をまだ認定請求していない方は、早急に手続きをしてください。認定請求をした翌月から手当の支給が開始されます。ただし、養育者の加入する年金制度により、右表のとおり所得制限があります。公務員の方は勤務先が請求場所になります。

平成19年度 児童手当所得制限額

扶養親族数、所得額共に平成18年分で判定します。

扶養親族などの数	国民年金加入者	厚生年金などの加入者
0 人	460万円	532万円
1 人	498万円	570万円
2 人	536万円	608万円
3 人	574万円	646万円
4 人	612万円	684万円
5 人	650万円	722万円

所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある方についての限度額（所得額ベース）は、上記の額にその老人控除対象配偶者または老人扶養親族一人につき6万円を加算した額。

扶養親族などの数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、一人につき38万円（老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

問い合わせ先

住民福祉課児童福祉係 ☎（48）1111（内226）